

## 平成19年度(11月)入札・契約制度改正等の概要について

### 改正の趣旨

不当廉売の警告	公正な取引の秩序を乱すことのない競争環境の整備	} 低入札 対策の 強化
県内建設業界の疲弊	採算性の確保	
元請下請関係の適正化, 労働条件確保の要請	下請企業や労働者へのしわ寄せ防止	

### (1) 建設工事における履行能力確認調査の数値的判断基準の改正について(平成19年11月1日~)

改正内容: 失格基準1, 2, 3の引上げと4の追加

#### 失格判断基準額1(純工事費基準)

現行	低入札案件の入札参加下位5者の純工事費相当額の平均額×0.95
改正	低入札案件の <b>全入札参加者</b> の純工事費相当額の平均額×0.95 (ただし, 入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額が, 設計額の純工事費相当額よりも大きい場合については, 設計額の純工事費相当額に置き換える。)

改正理由: 不当廉売を防止し, 公平な取引の秩序を確保するため, 安値応札ではなく適正応札に見積りの標準を合わせさせる観点から, 入札参加下位5者だけでなく全入札参加者の平均額を採用するものである。

#### 失格判断基準額2(現場管理費基準)

現行	設計額における現場管理費相当額×(0.3+下請純工事費÷全純工事費×0.14)×(1+ )
改正	設計額における現場管理費相当額×( <b>0.35</b> + 下請純工事費÷全純工事費× <b>0.45</b> )

改正理由: 下請いじめや労働者へのしわ寄せが問題となっていることから, 現行の現場管理費の失格判断基準に含まれていなかった現場労働者の赴任手当等の労務管理費等の経費を加えるとともに, 国土交通省が今年6月に策定した元請下請関係の「建設業法令遵守ガイドライン」において, 利潤を除く一般管理費は通常必要と認められる原価に含まれるという考え方が示されたことから, 下請企業に係る一般管理費についても必要経費として元請と同一条件で算入するものである。

#### 失格判断基準額3(一般管理費基準)

現行	設計額における一般管理費相当額×0.35
改正	設計額における一般管理費相当額× <b>0.45</b>

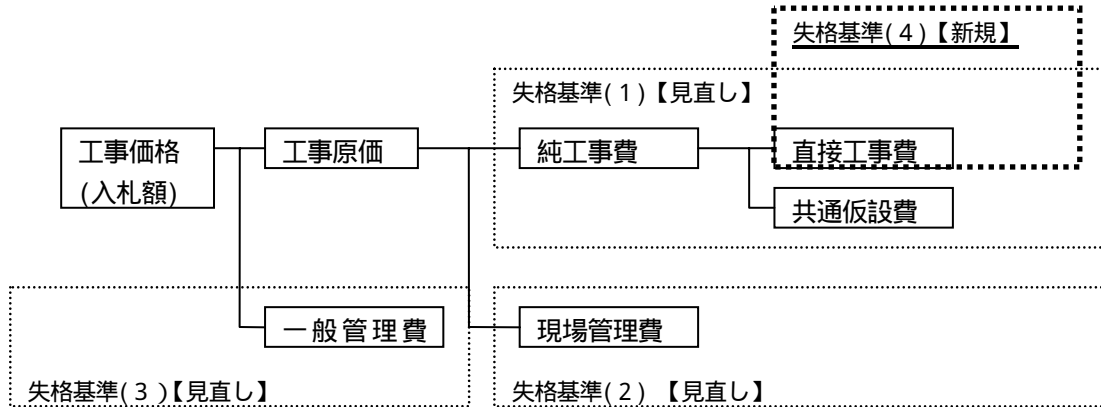
改正理由: 競争の調整項目で使われており, このことが収益悪化の大きな原因となっていることから, 前記のガイドラインで示された通常必要と認められる原価としての考え方にに基づき, 実勢を踏まえて引上げるものである。

#### 失格判断基準額4(元請下請適正化基準)(但し, 建築工事及び建築設備工事は適用しない。)

新設	<b>直接工事費における想定下請応札率/ 応札率 &lt; 1.0</b>
----	---------------------------------------

追加理由: 公共工事に係る労働者の賃金等の適正な労働条件確保等を求める請願書が今年9月の県議会で採択されるなど, 更なる適正な労働環境の整備が求められていることから, 下請へのしわ寄せを防止し, 元請下請関係の適正化を図るとともに, 下請労働者の労働条件等の確保を図るものである。

【失格判断基準の設定範囲】



(2) 総合評価落札方式の改正について (平成 19 年 11 月 1 日 ~)

改正内容: **評価項目及び配点の見直し**

- ・優良現場代理人表彰及び労働条件明示の追加
- ・表彰回数による差別化, 地域貢献の細分化, 不誠実な行為の減点拡大等

**標準型の細区分と適用範囲の改正 (技術点の配点を運用面で引き上げるもの)**

型	適用範囲 (目安)	価格点	技術点	現行の適用範囲 (目安)
簡易型	1 千万円 ~ 1 億円	8 0	2 0	1 千万円以上
<b>標準型 (施工計画型)</b>	1 千万円 ~ 5 億円	7 0	3 0	<b>新設</b>
<b>標準型 (技術提案型)</b>				3 億円以上
高度型	5 億円以上	6 0	4 0	5 億円以上

改正理由: 技術レベルがそれほど高くない簡易型においては, 適切な労働条件や地域の災害対応能力等の観点から労働福祉及び地域貢献の配点の見直しを行うものである。また, 不誠実な行為の有無について新たに項目立てを行い, 不良不適格業者の排除に努めるものである。

総合評価落札方式の適用区分については, 簡易型を 1 億円までとし, これまで概ね 3 億円以上としていた標準型を上記 2 つの型に区分し, 1 千万円 ~ 5 億円の案件について標準型の適用拡大を図り, より技術力の評価に配慮した公共調達に努めるものである。

(3) 土砂運搬等に関するダンプ運搬下請を含む工事費内訳調査の試行について

(平成 19 年 11 月 1 日 ~)

導入理由: 県発注工事等, 公共工事への低入札価格傾向が続く中で, 下請けいじめや労働者へのしわ寄せが懸念されており, 特に土砂等のダンプトラック運搬業務においては, 建設業法に基づく下請契約にあたらなことから, 非常に弱い立場に置かれている。よって, ダンプトラック運搬業務の実態を把握するとともに元請け企業に対する適切な対応を促すため, 元請下請関係適正化要綱に準じた関係書類の提出を義務づけるものである。

(4) 1 者応札における入札執行の試行の継続について (平成 19 年 2 月 15 日から試行中)

継続理由: 平成 19 年 2 月 15 日以降の入札公告案件から 1 者応札の適格性を検証するため, 1 者入札を有効とする試行を実施してきたが, 入札執行の実績が少なく工種にばらつきがあることから, 引き続き試行を継続するものである。